広報きたうら

第134号

発行所　北浦村役場

北浦村大字山田

発行人

北浦村長　高柳庄次郎

さんゆう社印刷所

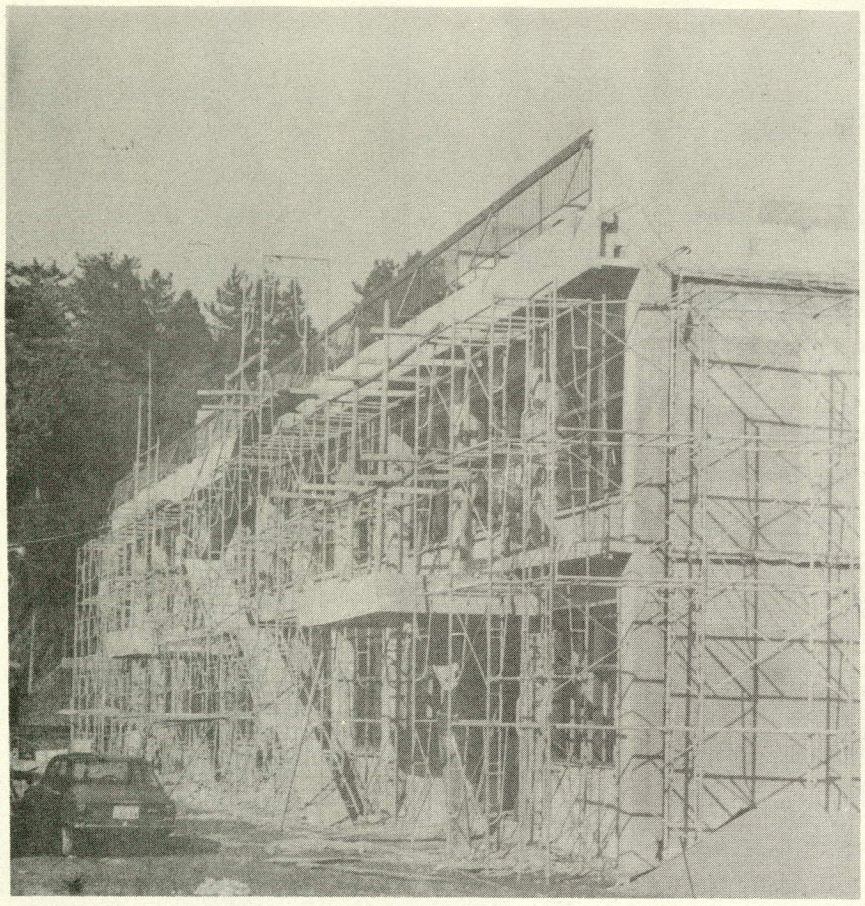

年頭に当って

北浦村長　高柳庄次郎

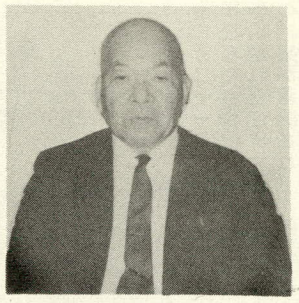

謹しんで昭和四十六年の新春を迎えるにあたり、村民皆様のご多幸をお祈り申し上げますと共に、鹿島後背地としての本村に課せられました、総合的な社会開発にご協力下さいますことを切にお願い申し上げます。

昨年は国の施策であります。米の生産調整という農家の皆様に対しては　非常に無理な米の休作、作付けの転換等をお願い申し上げましたにもかかわらず、農村の人手不足という悪条件を克服し、天候にも恵まれ、近年まれなる豊作でありましたことはご同慶のいたりでございます。

世界的な食糧の渦剰については農家として、また、国家として大いに研究の余地がありますが、従来から純農村でありました北浦村の大きな研究課題でありますのでさいわい農協の統合を機会に善処してまいりたいと存じます。

関係者皆様のご協力によって建設されました、老人福祉センターも、従業員一同の努力により、郡内関係町村はもとより、県内外の利用者が増加し、鹿島の進出企業等の利用が最近目立つてまいりましたことは、施設の将来に明るい見通しがついてまいり喜びに堪えない次第でございます。

昭和四十五年度の事業であります津澄小学校の体育館もすでに完成いたしましたことについて、学区民各位からよせられました篤志に対し、心から感謝申し上げます。小貫小学校の防音校舎もその第一期工事もきわめて順調に進行していることに対し、学区民、父兄各位のご熱意を感謝申し上げます。中央公民館の工事も、順調にすすめられており早期完成を期待されこれが完成の暁は、社会教育は申すに及ばず、行政全般にわたって利用され、その効果については大きく期待するものがあると存じます。

道路の改良につきましては、すみやき線、中根線、成田線、金屑線等は完成あるいは年度内完成の見込みであります。舗装工事につきましても、水無線はすでに完成し、成田一号線、小幡行戸線、次木線、山田原線はすでに契約済であり、根木山線も年度内完成の予定でございます。役場裏より農免道路の舗装も、道路ぞい耕作者のご要望にこたえて県関係当局のご了解も得てありますので、農政局へ陳情する予定でございます。その他、農免道路の延長、長野江に通ずる林道等の完成の暁には、隣接他町村に劣らない道路網、皆舗装の理想が実現するのであります。来年度においては更に村道、農道の改良、舗装を実現すべく計画中でございます。

なお、来年度の重点事業としては、継続事業である、小貫小学校の防音校舎、第二期工事、さらに村民の医療施設として総合診療所の建設計画を進め村民の保健衛生としての万全を期してまいるつもりでありますので、村議会をはじめ関係各位のご協力をお願い申し上げる次第でございます。

以上、鹿島後背地としての北浦村の発展を祈念して年頭のごあいさつといたします。

年頭にあたって

村議会議長　出久根保

新年おめでとうございます。一九七一年の新春を迎えるにあたり村議会を代表し、謹しんでごあいさつを申し上げます。

北浦村も皆さんのご理解あるご協力とご援助によりまして合併十五年の歴史を迎えることができました。その間、村は新村建設計画により諸事業を十ケ年に計画どおり完遂いたし現在さらに振興計画を作成し、その基本計画により諸事業を実施中であります。

その主な事業は、小貫小学校の防音校舎の建設、津澄小学校屋内体育館の建設、村内幹線道路の改良舗装等各地区の均衡のとれた発展を図るべく努力中であります。

特に鹿島港の開港と臨海工業地帯の造成により鹿島開発は急テンポで発展されてまいりました。行方郡もその後背地としてまさに脚光をあびようとしており、その対策が今後の村の行政の上に大きな課題となるでしょう。

それには第一に産業道路の整備と幹線道路の舗装を重点的に実施する必要があり、地域の開発は道路からであります。また、農業振興計画に基づく総合農政、特に本年度も実施されます米の生産調整問題等、重大なる仕事が山積されておりますが幸い三農協が皆さんのご協力により合併されますのでこの機会に今後の農業の進め方について充分検討を加えられ村と農協が一対となって考えるべきであろうと思います。

村議会も皆さんと共々明るい住よい豊かな郷土の建設と村の繁栄のため全力を尽くす覚悟でがんばります。

申し上げるまでもなく現在社会の諸情勢は誠にめまぐるしく変転し、また、社会構造も変革期を迎えようとしております。その変貌する社会情勢の中にあってなお強く前進するためには、強い精神力と強健な身体を持ち続けることが肝要と存じます。

村民各位のご健康とご自愛をご祈念申し上げごあいさつといたします。

役場の人事

一月一日付（　）は旧職

保健衛生課長　高野　広（農地係長）

農地係長　金田幸男（産業課主事）

議会報告

ごみ処理組合条例など可決

第四回定例村議会が十二月十七日から三日間、役場で開かれ議案五件、選挙一件、報告三件がいずれも原案どおり可決、承認されました。主なものは次のとおり。

＜報告第二号＞

茨城県旧市町村職員恩給組合資産管理組合規約改正について専決処分について

町村の市町昇格ならびに新規加入により改正される。

＜報告第三号＞

麻生町外四町村公平委員会規約の一部改正についての専決処分について

北浦村外四町老人福祉センターの新規加入により改正される。

＜報告第四号＞

茨城県市町村職員退職手当組合規約改正についての専決処分について。

町村の市町昇格ならびに新規加入により改正される。

＜議案三十八号＞

麻生町外一町一村ごみ処理一部事務組合の設立について

懸案であった、ごみ処理は本村のほか、麻生町、玉造町が共同で、四十六年、四十七年の二ケ年事業で麻生町に総工費五千四十万円で建設することになりました。本年度は一部事務組合の設立をしてその準備にかかるわけです。収集業務の開始は四十七年十二月の予定。

＜選挙第一号＞

麻生町外一町一村ごみ処理組合議員の選挙について

麻生町外一町一村ごみ処理一部事務組合は、各町村の議会等でその設立が認められ、知事の認可があれば正式に設立されるのであるが、その管理運営の重要案件の決定は、村議会と同様の各町村から選任される組合議会によってなされる。本村選任の議員は出久根保さん、石上禎亮さん、斉藤金雄さんの三氏。

＜議案三十九号＞

北浦村一般会計補正予算について

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ二千四百九十二万六千円を減額し、四億六千五百六十二万六千円とする。

今回の補正の主なものは、総務関係では、自治研修所建設費負担金十七万円。交通安全母の会補助金五万円。農林水産業関係では、武田養蚕農協の養蚕病害防除へ三十万円、農産物共同集荷所四ヶ所（@三万円）十二万円、米作近代化事業五万円、米生産調整特別対策事業集団化運営研究補助一万円、林道次木線工事請負金三百万円、同三和線請負金は工事延期により二百万円の減。

道路関係では、山ツ平線排水工事請負金など七十万円、県道改良負担金三百万円。

消防関係では、繁昌火の見サイレン、貯水槽工事等に二十二万円。

教育関係では、新城小金網工事、津澄小屋体附帯設備、学校関係備品等が二百二十五万円。小貫小防音校舎は、当初四十五年度で完成の見込であったが、防衛施設庁財政上の都合により四十五年、四十六年の二ケ年継続事業に変更になり、約三千二百万円の減となった。

公民館は一部設計手直しにより工事費請負金二百五十万円減。学校給食センターの設備費等に六十五万円。

なお新城小PTAより、同小施設整備充実のため四十一万円内宿地区より貯水槽工事のため十万円の寄付があった。

＜議案第四十号＞

北浦村国民健康保険特別会計補正予算について

＜議案第四十一号＞

大字及び字区域の変更について本年度完施された小舟津地区土地改良区において、内宿地内に成田、両宿等の飛地があったのを今回の事業を機会に、大字及び字界の明確化をはかるため。

＜議案第四十二号＞

旧軍人等に対する恩給処遇の改善に関する意見書について

恩給の改善を計るため決議するものである。

北浦村の人口

45年12月末日
（単位・戸、人）

世帯数	2,271（ 0）
総人口数	10,953（ 10）
男	5,289（ 16）
女	5,664（△6）

△印は減少

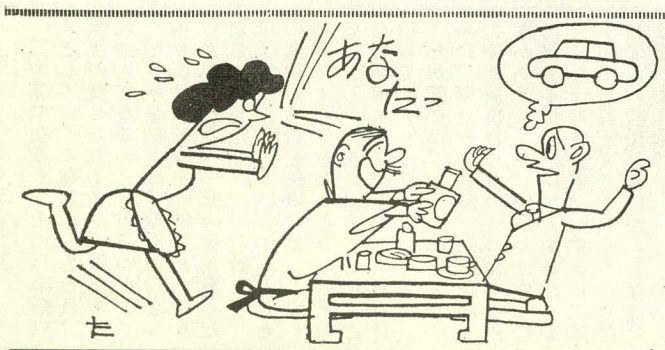

友・遠方より来たる
まあまあイッパイが
事故のもと

〃北浦村農協〃本決り

十二月二十一日、津澄、要復興武田農協の合併総会が開かれ、席上提出された合併承認案件など十件の議案が承認され、本年二月一日、正式に「北浦村農協」が正式に発足することになりました。

（合併の目的）

最近の農業は、技術、肥料、農の進歩、機械化などによる生産の増加で、農業所得も次第に増加の一途をたどってきました。特に鹿島臨海工業地帯の嫁動により、鹿行の開発の波は北浦の農業経営に大きな変化をもたらしつつあります。

しかしながら、農業者の所得は他産業に従事する者と比較するとその格差は拡大しております。また、国際的には、自由貿易の波ー農産物の自由化、農業関係の資本の自由化の影響は北浦村においても次第に大きくその影を落としつつあります。

このようなきびしい情勢の中で農家のくらしを守るため、農民みずからの利益擁護機関として設立された農協の役割に期待するところが大きいのであります。

本村の三農協を全対的な視野でみると、どうしても一つ一つの資金力、資本力、事業体制など組合員の要望にこたえるには十分であるとはいえません。

したがって、三農協が力を結集し　総合農協として組織基盤を整理、強化することによって、能率的な経営を行ない組合員の生活と営農の安定を図るのが合併の目的であります。

事業方針

（指導事業）
①指導体制の充実と生産流通条件の整備強化
②生活面活動の強化
③広報活動

（信用事業）
①内部体制の整備と信用の向上
②貯蓄の増強
③貸付機能の充実

（共済事業）
①推進体制の強化
②保金制度の確立

（購買事業）
①購買機能の合理化
②代金決済制度の確立

（販売事業）
①共済体制の確立
②価格安定策

（倉庫事業）
①整備保管
②共同利用施設の整備

（運送事業）
①輪送の合理化

フォトニュース

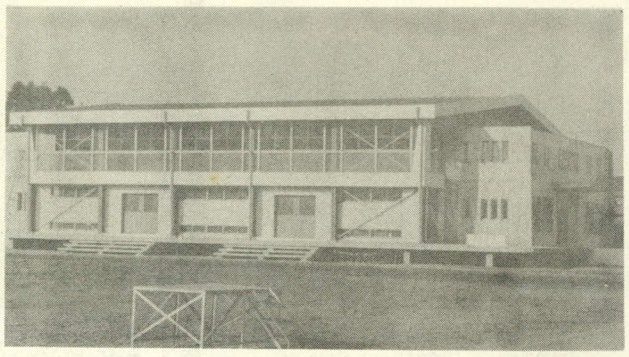

12月、郡内で小学校体育館として最初の津澄小の体育館が完成

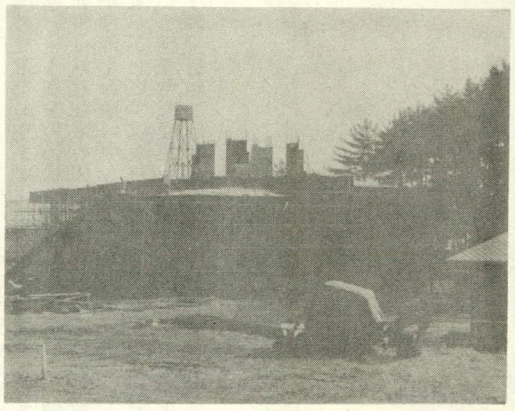

役場となりへ建設中の中央公民館は昼夜の突貫工事で本体ほぼ完成

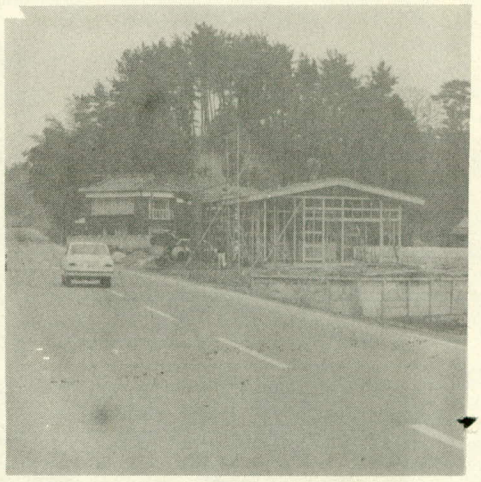

山田駐在所が、山田バイパス（山田十字路より北へ200m）通りへ、4月から移転する予定で住宅の建設をいそいでいます。（写真上）

———○——○——○———

恒例の正月村内一周駅伝は1月9日行なわれ、激戦の末玉造青年団、北浦中A、Bの順（写真下）

———○——○——○———

消防団出初式は1月11日北浦中校庭で行なわれた、放水試験は武田川で（写真左下）

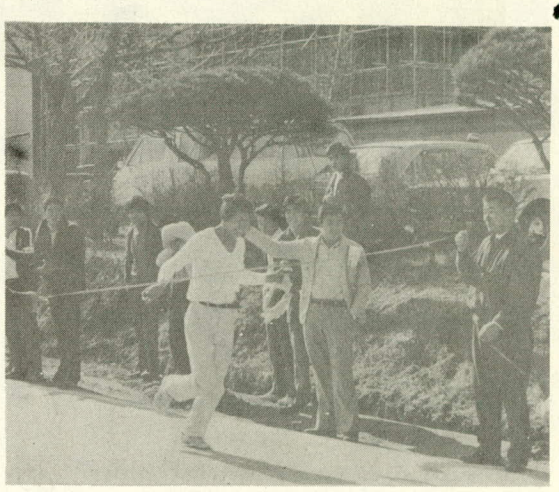

明るい農村　豊かな老後
みんなの農業者年金発足

農業者年金事業や離農給付金の支給、農地の買入れ売渡しなど農業者年金基金法にもとづく事業がいよいよ一月から開始されます。これらの事業は、農業者年金基金が実施するものであるが、基金は東京に一ケ所事務所を持っているだけなので、実際の窓口の事務は農協や農業委員会に委託するかたちで行なわれます。現在、この基金と農協などとの委託の取決めが進められているが、準備がいくぶん遅れているので実際の事務が始まるのは、一月下旬になることも予想されます。

農業者年金

まず、農業者年金事業については、加入届や加入申込書は農協の窓口で受付けられ、農業委員会へ回される。農業委員会では、農地の面積や権利名義の有無などの資格要件について審査して基金へ送付します。そして基金は、その資格の有無を最終的に判定します。加入が正式に認められた者は、農協の窓口で月七百五十円の掛金を納付することになります。加入者が農協に預金口座を持っているような場合には本人同意のうえで、三月分ずつまとめてこの預金口座から引落す便法も考えられています。

離農給付金

次に離農給付金であるが、これは、農業者年金に加入することができない者などを対象とするもので、他人に売渡すなどして離農した場合に支給されます。支給申請は、直接農業委員会に提出することになっています。農業委員会では、申請書の内容について審査し、基金に送付します。基金は、受給資格の有無および支給額を決定し、本人に通知します。そして、給付金は農協あるいは本人の指定した金融機関の窓口で支払われます。

農地の買入れ売渡しの第一線の業務も農業委員会に委託して行なわれることになっています。ただ農地の買入れの場合には、基金に積立てられた年金の掛金が原資となるので、本年度はいわばテストケースとして行なわれ、本格的な実施は来年度からになります。農業委員会は買入申込書を受付けた場合には、その農地の所在、面積権利名義人などをたしかめるとともに、近傍の農地の通常の取引事例をもとにした価格水準を基金に報告します。基金は買入れの決定をした場合には、その旨を農業委員会に報告し、売買契約の締結を依頼することになっています。

成人と国民年金

二十歳になると、その日から成人として多くの権利が与えられ、義務が課せられますが、国民年金に加入することもその一つです。

国民年金制度は、政府の行なう年金制度の一つで、年をとったりけがをしたり、一家の働き手が死亡したりしたときに、老齢年金、母子年金などを支給して本人やその家族の生活を保障しようとする制度です。年をとったり、けがや死亡をしたときに備えて、加入者全員が前もって保険料の半額を負担しています。

わが国には、この国民年金のほかに、厚生年金保険、船員保険、各種共済組合などの九つの年金制度がありますが、昭和三十六年に国民皆年金制度に加入するたてまえになっています。ですから、二十歳から五十九歳までの人たちは必ずこの国民年金に加入しなければなりません。

ところが、二十歳になったばかりの若い人の中には、年金に対する意識がうすく、年金といっても実際に貰えるのは遠い将来のことだからといって、真剣に年金のことを考えようとしない傾向があるため、二十歳になった人の加入が低調です。しかし、それは年金制度が十分発達していなかった過去の考え方に基づくもので、いまでは、もっと年金のことについて知りたい、教えてほしいという人たちもどんどんふえてきているのです。

いまは、元気で働いていても、やがては年をとって働けなくなるときがやってきます。それに生活環境が改善され、医療技術が進歩するにしたがって、国民の平均余命が驚くほど伸びているので、いまから老後の生活を考え準備しておかなくてはなりません。また将来の老齢年金のためばかりでなく最近は交通事故による障害が非常に多くなっています。いつどこでどのような事故にあうかわかりませんし、事故が起きてからでは間にあいません　このようなときにも、加入しておれば、障害年金をうけることによって安定した生活ができますので、必ずしも遠い将来の問題とばかりいえないものとなってきております。

二十歳になって国民年金に加入しなければならない人で、まだ加入していない人は、加入することが本人自身にとって非常に利益になることですから、いますぐ役場の国民年金係の窓口で、加入の手続をしてください。

住宅と税金　その一

不動産を買ったときの税金

これからマイホームを建設しようとする方のために、不動産を買ったときにかかる税金を中心に説明しましょう。

登録免許税

土地を買ったり、家を建てたりしたときは、所有権の移転登記や保存登記をするが、その際にかかる税金が登録免許税です。

税率は、売買による所有権の移転登記の場合は不動産価額の五％新築家屋の所有権の保存登記の場合は不動産価額の〇・六％です。

この不動産価額は、役場税務課に備えてある固定資産課税台帳に記載されている価額によることになっている。

なお、個人が新築した住宅の保存登記や、新築の建売住宅の所有権移転登記で、次の要件にあてはまるものは、それぞれ税率が〇・一％になります。

＜新築住宅の保存登記＞

(1) 個人が昭和四十六年三月三十一日までに、新築したその人の居住用の家屋であること。

(2) 家屋の新築後一年以内の所有権の保存登記であること。

(3) 一むねの家屋が床面積が百六十五平方メートル以下であること。（鉄筋コンクリート等は自分の居住用部分が百平方メートル）

＜建売住宅の移転登記の場合＞

(1) 昭和四十六年三月三十一日までに新築した居住用家屋を、新築した者から個人が購入し、自分の住宅に使うものであること。

(2) 新築後一年以内の登記であること。

(3) 一むねの家屋の床面積が百六十五平方メートル以下であること。また、前記の新築住宅の保存登記の特例や建売住宅の移転登記の特例に該当する家屋を新築したり、購入したりするために資金を借入や、その家屋に抵当権の設定の登記をする場合においても、次の要件にあてはまるものは〇・四％の税率が〇・一％に軽減される。

(イ) 昭和四十六年三月三十一日までに資金の借入をしていること。

(ロ) (イ)の借入れにかかる抵当権の設定であること。

(ハ) 新築後一年以内の登記であること。（麻生税務署）

＝つづく＝

1日1円 交通安済…
あなたも加入を
くわしくは住民課へ
電話（北浦）49

陸上
海上
航空
自衛官募集
詳しいことは住民課へ